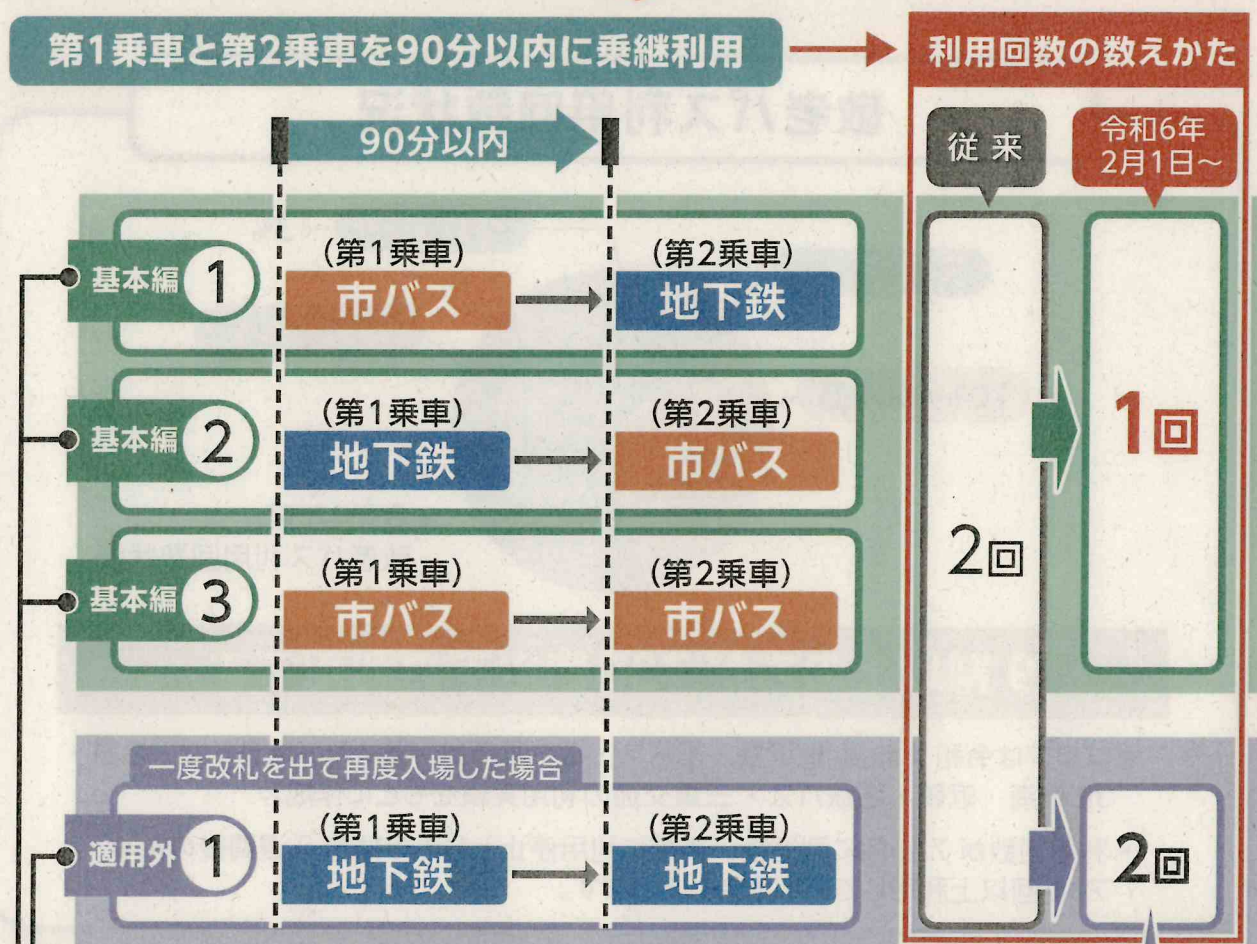


※この制度変更に伴ったお手続きは必要ありません。また、敬老パスの利用方法等もこれまでと同じです。

令和6年2月1日から、敬老パスの利用回数の数えかたが変わります!

令和6年2月1日以降の利用回数のお数えかた

敬老パスの有効期間内の利用は730回までとなっていますが、**市バスと地下鉄** または **市バスと市バス** を**90分以内**に乗り継いだ場合、**利用回数を1回と数えます**。 ※適用は1日2回まで。



詳しくは、同封されている
新しい利用回数のお数えかたの事例集へ



地下鉄と地下鉄は従来通り2回と数えます。(改札を出ずに乗り継いだ場合は1回の利用と数えます。)

●乗継利用の時刻判定について

市バス …乗車時に、バス料金箱に敬老パスをタッチした時刻
※ただし、基幹バス新出来町線は、降車時に敬老パスをタッチした時刻

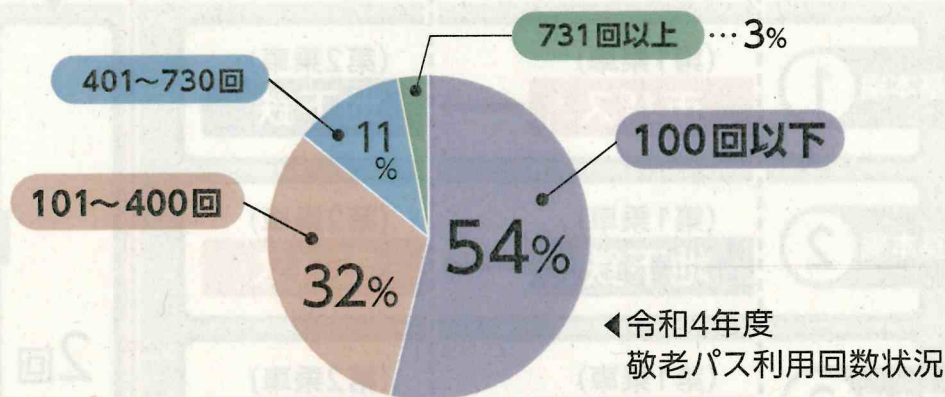
地下鉄 …入場時に、自動改札機に敬老パスをタッチした時刻
※上小田井駅・上飯田駅を含む

裏面へ

利用回数の数えかたを変更する理由

令和4年2月から、敬老パスの対象交通を拡大するとともに、1年間の利用回数を730回に設定しました。しかし、「地下鉄に乗るために市バスで駅まで行く必要がある」、「市バスを乗り継がないと目的地に行けない」など乗継のために1日2回以上利用されている方から、乗継の場合は利用回数を1回と数えるようにしてほしいとのお声を数多くいただき、乗継利用の場合2回を1回に数える新たな利用回数の数えかたを導入することとなりました。

敬老パス利用回数状況



9割以上の方が730回以下の利用です。

- グラフは令和4年度 地下鉄・市バス・あおなみ線・ゆとりーとライン・名鉄・JR東海・近鉄・名鉄バス・三重交通の利用実績をもとに作成。
- 利用回数が730回に到達後、実際に利用停止となるのは約2週間後のため、731回以上利用している場合があります。

【お問い合わせ先】

敬老パスコールセンター

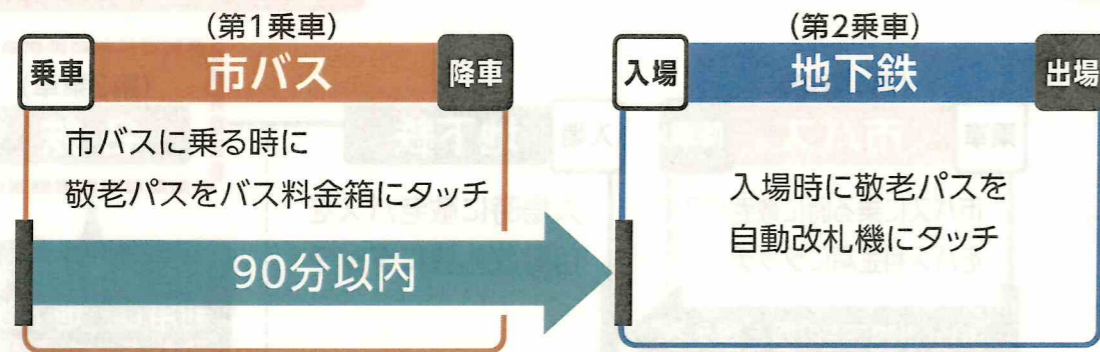
☎052-766-5500

受付時間

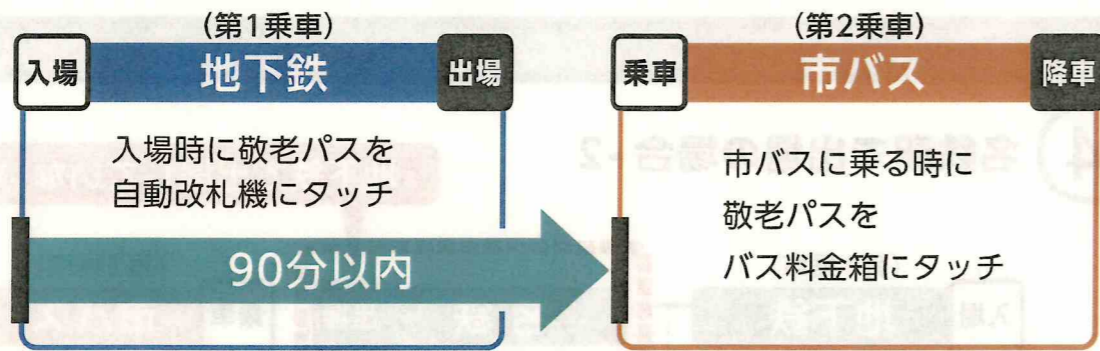
月曜から金曜（休日除く）
午前9時～午後5時15分

※ 電話番号のお掛け間違いにご注意ください。 名古屋市健康福祉局高齢福祉課 令和5年12月発行

基本編 ① 市バス ➡ 地下鉄 を 90分以内に乗り継いだ場合

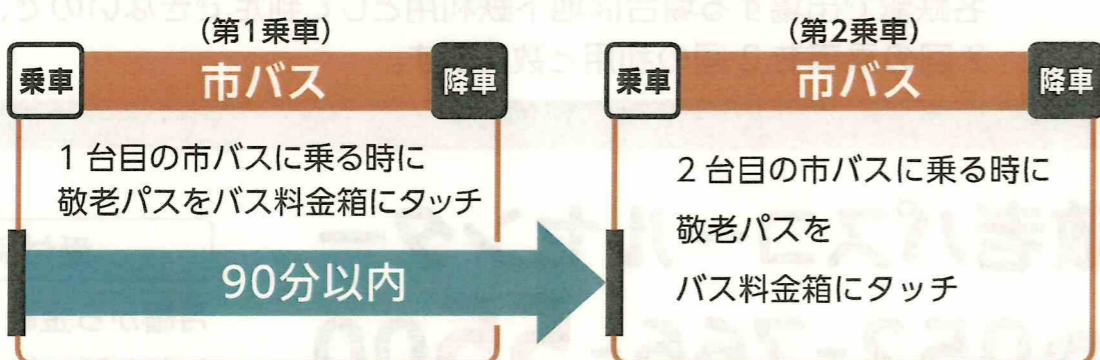


基本編 ② 地下鉄 ➡ 市バス を 90分以内に乗り継いだ場合

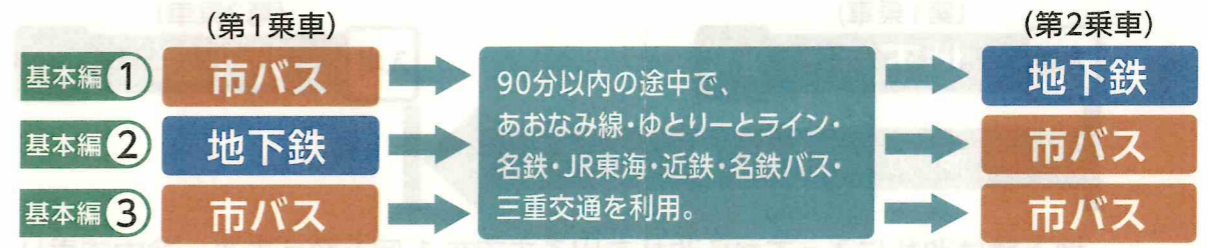


注意 乗継利用の時刻の判定は、地下鉄駅に入場するときに、自動改札機に敬老パスをタッチした時間から、次の市バスの料金箱にタッチした時間で行います。このため、地下鉄駅入場後すぐに地下鉄に乗らない場合は、**次の市バスの乗車までに90分を超えると、2回の乗車を1回の利用と数えません。**

基本編 ③ 市バス ➡ 市バス を 90分以内に乗り継いだ場合



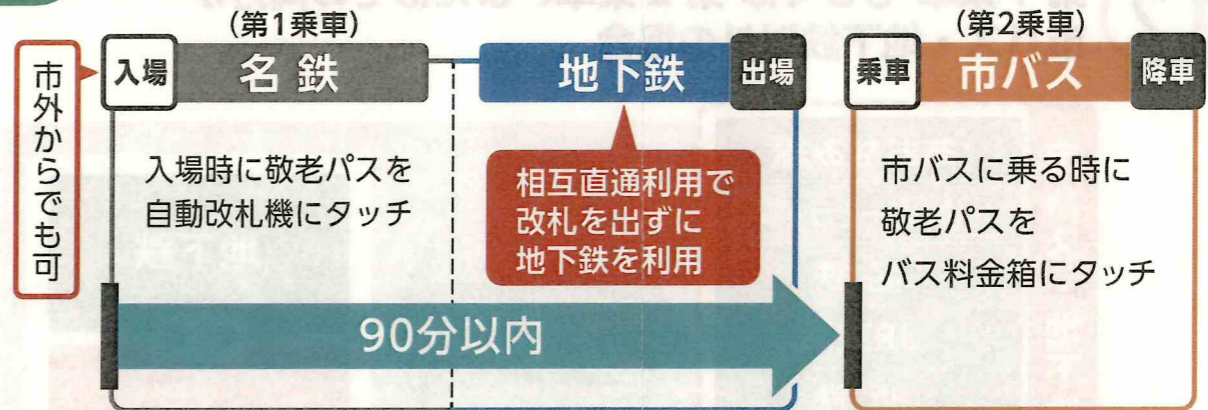
応用編 ④ 基本編①～基本編③の途中で、あおなみ線・ゆとりーとライン・名鉄・JR東海・近鉄・名鉄バス・三重交通を利用した場合



第1乗車と第2乗車の間に市バス・地下鉄以外の交通機関を利用して、第1乗車と第2乗車を90分以内に乗り継げば1回と数えます。このため、上記の例は途中の交通機関を含めて2回と数えます。

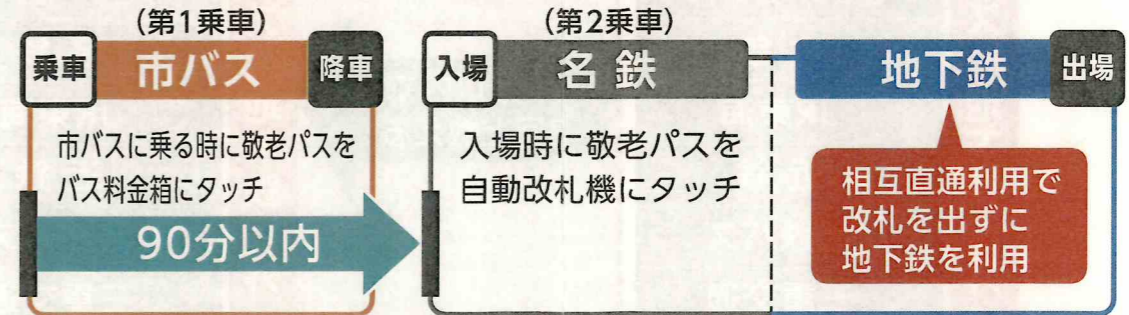
応用編 ⑤ 相互直通区間を利用し、改札を出ずに地下鉄を利用した場合 -1

(相互直通区間とは名鉄と地下鉄が互いに相手の路線に乗り入れて運転している区間のことを指します。)



名鉄駅で乗車し、上小田井・上飯田・赤池を経由し改札を一度も出ることなく地下鉄を利用後、地下鉄駅で降車した場合は、地下鉄に乗車したものとして考えます。このため、名鉄駅で入場時に自動改札機に敬老パスをタッチ(第1乗車)してから、市バスで料金箱に敬老パスをタッチ(第2乗車)するまでが90分以内であれば1回と数えます。ただし、運賃相当額については、市外から乗った場合は支給されません。

応用編 ⑥ 相互直通区間を利用し、改札を出ずに地下鉄を利用した場合 -2



市バスの乗車時に敬老パスを料金箱にタッチ(第1乗車)してから、名鉄駅で入場時に自動改札機に敬老パスをタッチ(第2乗車)するまでが90分以内であり、上小田井・上飯田・赤池を経由して改札を一度も出ることなく地下鉄を利用し地下鉄駅で降車した場合は、1回と数えます。

適用外 1 地下鉄の改札を一度出て、再度入場し地下鉄に乗った場合



地下鉄は改札に入ってから改札を出るまでを 1 回と数えます。途中で乗り継ぎをしても改札を出なければ 1 回と数えます。(桜通線から東山線など) このため、上の例のように一度改札を出て、再度改札に入る場合は 2 回と数えます。

適用外 2 第1乗車もしくは第2乗車、またはその両方が市バス・地下鉄以外の場合



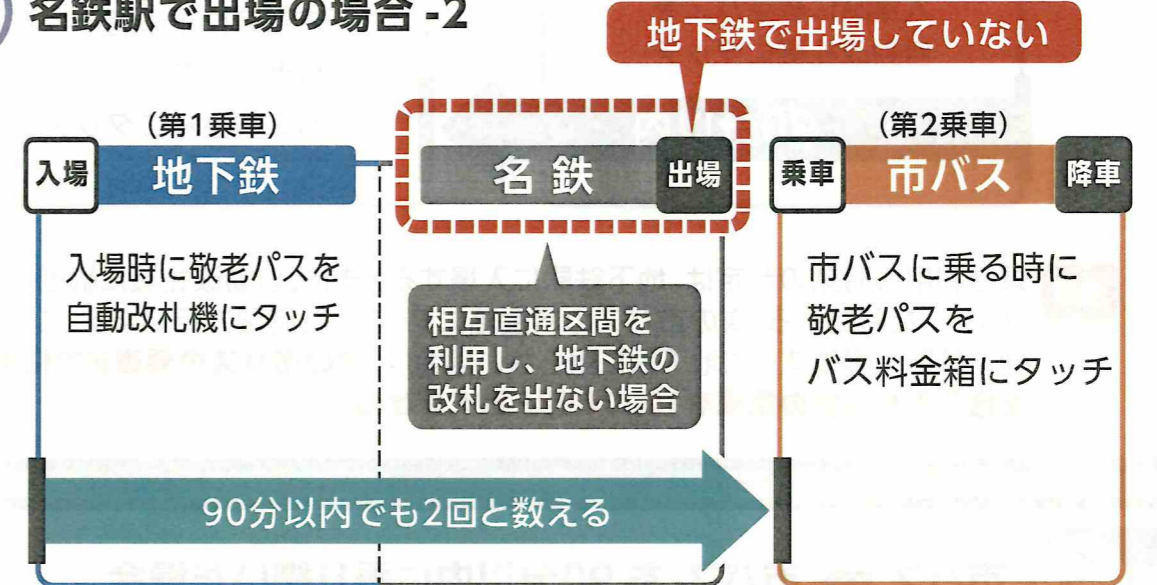
市バス・地下鉄以外の交通機関は乗継利用の対象外です。第1・第2乗車ともに、市バス・地下鉄であることが必要です。

適用外 3 名鉄駅で出場の場合 -1



名鉄駅で出場する場合は地下鉄利用として判定できないので、2 回の乗車を 2 回の利用と数えます。

適用外 4 名鉄駅で出場の場合 -2



名鉄駅で出場する場合は地下鉄利用として判定できないので、2 回の乗車を 2 回の利用と数えます。

【お問い合わせ先】

敬老パスコールセンター
☎052-766-5500

受付時間

月曜から金曜 (休日除く)
午前 9 時～午後 5 時 15 分

※ 電話番号のお掛け間違いにご注意ください。名古屋市健康福祉局高齢福祉課 令和5年12月発行